

iDeCo加入者掛金に係る令和7年分の
小規模企業共済等掛金払込証明書(控除証明書)の発行時期と対象となる方
(※事業主払込を行っている第2号加入者を除く)

発行種類	ハガキ 発送予定日	電子データ 発行予定日	納付方法	対象者	記載内容
一括発行	10月23日	10月20日より 順次発行	毎月定額	当年1月から9月までに払込実績があった者	当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月から12月は払込予定金額)
			月別指定	①当年1月から9月までに払込実績があった者	①当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月から12月は払込予定金額)
				②当年分掛金の初回拠出を10月以降に設定している者	②当年10月から12月の払込予定金額
追加発行①	11月21日	11月19日	毎月定額	①当年10月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から10月までに払い込まれた金額 (11月から12月は払込予定金額)
			月別指定	①当年10月に加入申出を登録した者 (9月運営受付→10月入力) ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行②	12月22日	12月18日	毎月定額	①当年11月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から11月までに払い込まれた金額 (12月は払込予定金額)
			月別指定	①当年11月に加入申出を登録した者 (10月運営受付→11月入力) ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行③	令和8年 1月23日	令和8年 1月21日	毎月定額	①当年12月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合 (12月26日の引落が出来なかった場合等)	当年1月から12月までに払い込まれた金額
			月別指定	前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合 (12月26日の引落が出来なかった場合等)	
再発行	随時	対応して おりません (※)	毎月定額 月別指定	①追加発行より早く払込証明書が必要な場合 ②紛失等をした場合	再発行時点での払込実績金額と払込予定金額

(※) e-私書箱を開設済の方は、削除しないかぎり、**開設後の電子データ(最大5年分)**を、e-私書箱よりダウンロード可能です。

【お問合せ先】

記載内容、ハガキの発送スケジュールや、発送先住所について

国民年金基金連合会 コールセンター

TEL: 0570-003-105

平日9:00～17:00

(土日祝日、年末年始は利用できません)

※払込証明書コール受付期間を設けています。

令和7年**10月20日～12月12日**

上記期間中、ガイダンスの番号「1」(払込証明書
についてのお問い合わせ)を選択してください。

電子データの受領方法や、e-私書箱の操作について

左記と同じ

※「iDeCoオンライン手続きサービス e-私書箱ヘルプデスク」
は、**令和7年9月末で終了しました。**

料金後納郵便
個人型
確定拠出年金

親展

105-0011
東京都港区六本木1-2-3

年金 一郎 様



重要 小規模企業共済等掛金控除証明書
年末調整 や 確定申告 の際に必要です。



国民年金基金連合会
〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル
電話 0570-003-105
(050で始まる電話でおかけになる場合は03-6627-9059)



00000001

ご案内は内側にあります。
矢印方向にゆっくりと開いて中をご覧ください。 00000001#
裏面からも同様に左下より開いて中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

見本

基礎年金番号 0101-011120
令和 7 年 中に払い込まれた個人型年金の掛金額は以下の通りです
(令和 7 年10月15日現在)

掛金額の内訳		
1 月引落	*****	
2 月引落	*****	
3 月引落	*****	
4 月引落	¥0-	
5 月引落	¥136,000-	2 ヶ月分収納
6 月引落	¥68,000-	
7 月引落	¥68,000-	
8 月引落	¥0-	未納(資金不足)
9 月引落	¥68,000-	
10 月引落	*****	
11 月引落	*****	
12 月引落	*****	
本年9月までに払い込まれた金額		¥340,000-
10～12月に払い込まれる予定金額		¥204,000-
合計金額		¥544,000-

「10～12月に払い込まれる予定金額」とは、
3ヶ月分の予定引落金額の合計です
*** お問い合わせ先 ***
(各種変更手続き) 確定拠出年金保険
電話 0123-456-789

(払込証明書の照会) 国民年金基金連合会
電話 0570-003-105 (050で始まる電話の場合 03-6627-9059)

LH0801

確定申告や年末調整の際には
このページを添付してください

重要

令和 7 年分小規模企業共済等掛金払込証明書
確定拠出年金(個人型年金)

氏名 年金 一郎

住所 東京都港区六本木1-2-3

本年9月までに払い込まれた金額	¥340,000-
10～12月に払い込まれる予定金額	¥204,000-
合計金額	¥544,000-

令和 7 年10月15日発行

〒106-0032
東京都港区六本木6丁目1番21号
三井住友銀行六本木ビル

国民年金基金連合会

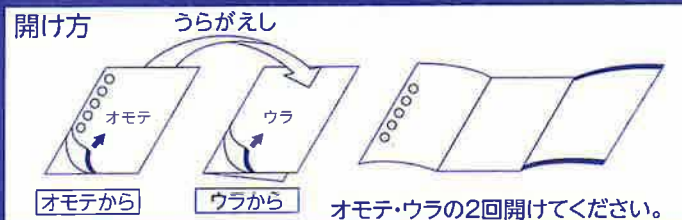


(オモテ_見本)

この「小規模企業共済等掛金控除証明書」
は、年末調整・確定申告の際にご提出い
ただくものです。
大切に保管してください。

この証明書は令和5年10月から
電子交付が可能となりました。

詳しくは、iDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下よりはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金の 所得控除証明について

- お客様が払い込んだ個人型確定拠出年金 (iDeCo) の掛金は、
全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除) の対象となり、
所得税、住民税が軽減されます。
- この証明書は、確定申告や年末調整 (給与所得者の場合)
の際に、添付してください。
- この証明書は、1月から12月までに払い込んだ掛金
(または払い込む予定の掛金) の総額を証明するものです。
掛金の払込中止や金額変更を行った場合や、掛金未納・加入
者資格喪失等の事態が生じた場合は、その要因が引落金額の
右側に記載され、金額が変更されています。
年末調整申告後、10月～12月に払い込まれる金額が変更に
なった場合は、申告額を修正していただく必要があります。
- この証明書に係るご照会は、内側に記載されている
(払込証明書の照会) にお問合せください。
- この証明書は、加入者本人の個人型確定拠出年金 (iDeCo)
の掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

申告書の記入箇所

- 控除を受けられる場合は申告書の次の欄に、この
証明書に記載の「合計金額」を記入してください。
- (1) 税務署に確定申告書で申告する場合
「小規模企業共済等掛金控除」欄
- (2) 給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合
(会社員の方が会社に年末調整を申告する場合)
規定用紙の右下の「小規模企業共済等掛金控除」
欄の「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入
者掛金」欄

*払込証明書の再発行について

申告額の修正等のため、払込証明書の再発行を希望される場
合は、内側に記載の受付金融機関にお申し出ください。

見本

～こんなときには届出が必要です 受付金融機関でお手続きください～

- (1) 氏名・住所が変わったとき
- (2) 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき
- (3) 掛金額を変更するとき
- (4) 掛金拠出を停止するとき
- (5) 運営管理機関を変更するとき
- (6) 国民年金保険料納付を本人申請により免除
されたとき
- (7) 海外居住となったとき
- (8) 企業年金等の加入状況等に変更があったとき
- (9) 就職または退職 (転職を含む) したとき

*加入者がお亡くなりになった場合は、ご遺族様から
受付金融機関へ速やかに届出をしてください。

掛金の引落しの状況をご確認ください

令和6年12月の制度改正の施行などにより、掛金
拠出が停止となる方が生じています。
加入者の方で、掛金が引落とされていない場合は、
拠出再開のお手続きが必要になりますので、この
証明書の内側に記載された (各種変更手続き) の
受付金融機関にご確認の上、お手続きください。

詳しくはiDeCo公式サイトをご覧ください。
(<https://www.ideco-koushiki.jp/>)



(ウラ_見本)